

青森市公設地方卸売市場に係る令和3年臨時休開市日について

青森市公設地方卸売市場

〈基本的な考え方〉

平成15年から実施している土曜日臨時休市、月曜日から金曜日の祝日臨時開市を引き続き実施する。

臨時休市日数	51日
臨時休市日	・4週8休を基本とし、原則として毎週土曜日を臨時休市とする。 ※年末の12月30日(木)も、入荷量が少なく従業員の労務管理のため、臨時休市日とする。 ・実施日 条例上の休市日を除く毎週土曜日
臨時開市日数	15日
臨時開市日	1月 4日(月)、11日(月) 2月 11日(木)、23日(火) 4月 29日(木) 5月 3日(月)、4日(火)、5日(水) 7月 19日(月) 8月 11日(水) 9月 20日(月)、23日(木) 10月 11日(月) 11月 3日(水)、23日(火)
年 始	1月1日(金)～3日(日)は条例どおり休市、1月4日(月)は臨時開市(初せり)
年 末	12月30日(木)は臨時休市、12月31日(金)は条例どおり休市
5月連休	5月3日(月)、4日(火)、5日(水)は臨時開市
8月(お盆時期)	8月13日(金)は開市、14日(土)は臨時休市
年間開市日数	258日(+1日)
年間休市日数	107日(-2日)
備 考	

※()内の数字は前年(令和2年)との増減

《参考》

東京都中央卸売市場 令和3年：年間開場日数 308日(前年との増減：+2日)

青森市公設地方卸売市場業務条例

第5条 (開場の期日)

市場は、日曜日(1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く)、祝日、1月2日から4日及び12月31日を除き、毎日開場するものとする。

令和3年青森市公設地方卸売市場花き部臨時休開市日（案）

花き部

営業日数 258 日

特記事項 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に関連し、祝日が移動となった場合でも休開市日は変更しない。

20 日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

20 日

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

23 日

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

22 日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

21 日

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

22 日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

22 日

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

22 日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

22 日

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

21 日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

22 日

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

21 日

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

凡  は条例上の休市
例 (71 日)

 は臨時休市
(51 日)

 は臨時開市
(15 日)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 特別措置法等の一部を改正する法律案について

1. 概要

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期が下記のとおり約1年延期となったことから、これに伴いオリパラ特措法等に所要の改正措置を講ずるもの。

	当 初		延期後
オリンピック	2020年7月24日(金)～8月9日(日)	→	2021年7月23日(金)～8月8日(日)
パラリンピック	2020年8月25日(火)～9月6日(日)	→	2021年8月24日(火)～9月5日(日)

2. 改正事項

①オリパラ推進本部の設置期限の1年延長（オリパラ特措法）

政府のオリパラ推進本部の設置期限を2021年3月31日から2022年3月31日まで1年延長し、政府における大会の推進体制を整備。

②2021年の祝日の特別措置（オリパラ特措法）

交通混雑の緩和、国民の機運醸成等の観点から、2021年の祝日の特別措置として2020年と同様の措置を創設。

※2020年の祝日の特別措置は国民生活の混乱回避のため変更せず

	例年		2021年	(参考)2020年
海の日	7月第3月曜	→	7月22日(木)	7月23日(木)
スポーツの日	10月第2月曜	→	7月23日(金)	7月24日(金)
山の日	8月11日	→	8月8日(日)	8月10日(月)
※8月9日(月)は振替休日				

③外国の大会関係者等の非課税措置の延長（地方税法、租税特別措置法）

来日する大会関係者等を対象として、大会関連活動に係る所得税、法人税・法人住民税等の非課税措置（適用期限；2020年12月末）を延長。

④その他（開催年の変更に係る形式改正等）

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日